

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 4 号 >

平成28年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成28年3月18日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 4 号>

開会の日時

年月日 平成28年 3月18日 金曜日
 開 会 午前10時 2分
 散 会 午後 2時44分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第25号議案 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第26号議案 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 3 乙第27号議案 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例
- 4 乙第28号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 請願平成26年第 1 号及び第 2 号、陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第147号、同第158号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第134号、同第136号、陳情平成26年第24号、同第40号、同第42号の 2、同第43号、同第66号の 2、同第67号、同第68号、同第81号、同第93号、同第100号、陳情平成27年第 1 号、同第 2 号、同第16号、同第23号、同第42号、同第46号の 2、同第50号、同第51号、同第71号、同第79号の 2、同第101号、同第104号、同第107号、同第112号、陳情第 7 号、第21号及び第27号
- 6 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	上原	章	君
副委員長	砂川	利勝	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	新垣	哲司	君
委員	仲村	未央	さん
委員	崎山	嗣幸	君
委員	玉城	満	君
委員	瑞慶覧	功	君
委員	玉城	ノブ子	さん
委員	儀間	光秀	君
委員	具志堅	徹	君
委員	喜納	昌春	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	島田	勉	君
糖業農産課長	西村	真	君
村づくり計画課長	仲村	剛	君
水産課長	新里	勝也	君
漁港漁場課長	島袋	均	君
商工労働部長	下地	明和	君
ものづくり振興課長	座安	治	君
出納事務局物品管理課班長	上地	肇	君

病院事業局県立病院課副参事	幸 喜 敦 君
文化観光スポーツ部長	前 田 光 幸 君
観光振興課長	茂 太 強 君
文化振興課長	前 原 正 人 君
文化振興課副参事	玉 城 栄 春 君
スポーツ振興課長	瑞慶覧 康 博 君
教育庁義務教育課主任指導主事	上江洲 朝 男 君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第25号議案から乙第28号議案までの4件、請願平成26年第1号外1件、陳情平成24年第81号外54件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、商工労働部長、文化観光スポーツ部長及び農林水産部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第25号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして、御説明いたします。

まず初めに、議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いいたします。

資料1といたしまして、平成28年第1回沖縄県議会2月定例会乙号議案説明資料。資料2といたしまして、平成28年第1回沖縄県議会2月定例会乙号議案説明要旨の2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の御説明に当たりまして、資料1平成28年第1回沖縄県議会2月定例会乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料の平成28年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）一議案書の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第25号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については101ページとなっております。

本議案は、職業能力開発促進法施行令の改正において、一部条項が削除されたことに伴い、当該条項を引用する本条例について所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、平成28年4月1日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 乙第26号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

議案書については、102ページとなっております。

本議案は、職業能力開発促進法の一部改正に伴い、同法を引用する本条例について所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の請願第2号及び陳情平成24年第113号外19件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3、平成28年第1回沖縄県議会経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、新規請願が1件、継続陳情が19件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情19件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず新規の請願について御説明いたします。

1ページをお開きください。

請願第2号県内企業優先発注及び県産品優先使用の基本方針の改定に関する請願について、御説明いたします。

請願者は公益社団法人沖縄県工業連合会会長呉屋守章外7人。紹介議員は翁長政俊、糸洲朝則の両名であります

請願の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄県では、県内企業の育成・強化を図るため、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針を策定し、各種の取り組みを行っております。

具体的には、産業まつりや県産品奨励月間の実施による意識の啓発、分離・分割発注や共同企業体方式による県内企業の受注機会の確保、国や市町村、大手量販店等に対する要請を行っているところであります。県としては、県内企業の保護・育成は重要であると考えており、本基本方針の改定について、本県の状況と他県の取り組み状況を調査の上、検討してまいりたいと考えております。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

37ページをお開きください。

陳情第7号沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限の延長を求める陳情について、御説明いたします。

陳情者は沖縄県酒類製造業連絡協議会会長嘉手苺義男であります。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず、1について御説明いたします。

酒類製造業は、離島を含む地域の産業や雇用の確保に寄与し、製造業の少ない本県において大変重要な製造業となっておりますが、酒造業界は出荷数量の減少など厳しい経営環境にあり、酒税軽減措置の廃止による影響等を考慮すると、同措置の継続が必要と考えております。県としては、酒類業界や関係団体と連携し、酒税軽減措置延長の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、2について御説明いたします。

原料米価格の引き下げについては、原料米の販売価格の所管が国の農林水産省であることから、今後、酒造業界と連携した国への要望を検討してまいりたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情平成27年第50号南西石油株式会社の石油精製事業の閉鎖に関する陳情の件ですが、現在、多分200名近くの人たちが働いているかと思いますが、今の流れで精製しないということになると、どの程度の皆さんが解雇されることになるのか。どうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 現時点で、県が今把握している従業員数は167名です。今、資源エネルギー庁が本社のペトロプラス社と事業承継について鋭意調整をしているところです。先週もブラジルまで行ってきたようですが、あと数カ月くらい承継先の決定までにはかかるだろうという話です。その承継先が製油までやるのか、タンク使用による供給のみをするのか、それによって大きく雇用については変わってくるということで、県としては予断を持たずに対応をしていこうということで、沖縄労働局とどういう場合にも対応できるようにと。例えば製油も兼ねてやっていいという企業が出てきた場合は、その技術者等も引き継ぐということもあり得るので、まだ皆さんはやめずにタンク等のメンテナンスをしながら所定の給料を出している状況だと聞いていますので、まだ承継先が決まらない時点で失業対策等に入ると混乱を起こすということで、我々としては関係機関と連携をとりながら、きちんとそのとき、どんな状況になっても対応できるような準備をしているということです。

○玉城満委員 その件に関して、県は西原町と協議していますか。

○下地明和商工労働部長 要請も受けたり、何度か対策については、労働局、県、西原町それから南西石油、この4者で組織化して、決まった場合は対応していくと説明しながら進めているところです。

○玉城満委員 精製しないとなると大変な離職者を出すわけで、県はもう少し善後策というか、こうなったときにはどうするという策を、もっと綿密に練り上げていただきたいことと、情報としては精製をしない方向がほとんどなのです。そうすると確実に離職者を生むわけでしょう。だから、その辺をもう少し県が積極的に西原町、ワーキングチームのようなものをつくってでも対応していただかないと、大変な問題になるのではないかと考えていますがどうでしょ

うか。

○**下地明和商工労働部長** その件に関しましては、先ほども説明しましたとおり、余り早期に動くとはばらばらな離職者をつくってしまうと。そしていざ、おっしゃるとおり確率的には低いのではないかとされている製油事業部門、老朽化もしていますので、その部分がなくなることになると離職者はふえるということになります。ただ、ここが想定以上に早く動くとますます混乱するという判断をしまして、今しばらく連携しながら待とうということで、情報共有をしながら待っている状況です。

○**玉城満委員** 今度は泡盛の話ですが、予算議案調査のときにもいろいろ質疑させていただきましたが、県外・国外に宣伝やアピールをしたりするのもいいが、今は県内対策、これが絶対必要だと思います。やはり県内でどういう泡盛対策をしていけば効果が上がるのかということは、いろいろと議論されていると思いますのでよろしくお願いします。

○**下地明和商工労働部長** 先日も検討委員会から提言がありました。まず振興策として、泡盛業界だけで今取り組んでいるところを、もう少し幅を広げた振興協議会のようなものをつくって取り組む必要があるのではないかと。それから業界の経営に少し脆弱な部分がある、透明性はどうか。そこら辺もきちんと指導していく必要があるかと。そういったものに加えて消費者嗜好—これは県内も含めてですが、かなり泡盛離れをしているということで、県内の取り組みをやっていく必要があるということが出されているところです。それを具体的に施策を打っていくかについては、この提言をもとにこれから練っていこうという段階です。

○**玉城満委員** 業界の皆さんとしっかり議論していただいて、ぜひ泡盛を盛り上げていただきたいことと、もう一つ、今泡盛業界で皆さんができることが、今問題となっている子供の貧困、これと絡めて一例えば売り上げの1%が子供の貧困対策に行きますよ、社会的にこの泡盛が貢献しているようなイメージアップをするだけでも、県内需要はかなりふえていくと思うのですよ。そういう仕掛けもひとつ視野に入れていただいて、泡盛を元気づける施策をつくっていただきたいと思います。要望しておきます。よろしくお願いします。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 新規の請願第2号県内企業優先発注及び県産品優先使用の基本方針の改定に関する請願の件ですが、県産品優先発注と県産品優先使用というところですが、例えば新築をする際に沖縄の赤瓦とか普通の瓦もそうですが、固定資産税の算定が物すごく高いのです。つまり、コンクリートの家をつくるのと沖縄の瓦の家をつくる時に、税の評価が4倍くらいするのは御存じですか。

○下地明和商工労働部長 存じ上げておりませんでした。

○仲村未央委員 参考までに固定資産税の評価点をもらってきました。実際には瓦とどれを使うかによりますが、コンクリートのときには評価の点数が3000、4000というポイントに対して、瓦を使うと上瓦で1万2000、中瓦で1万1000となると、結局税の誘導で県産品の使用と全くかみ合わない。伝統的な家屋とか、沖縄風のを誘導するというのは、結局そこに職人も絡むし、しっくいなどを使うともっとなのです。要は、みんな評価点それぞれ出てくるので、結局は県産品を使いましょうということと、沖縄のものをあえて使いましょうというときに、ここが施策上かみ合っていないと、せっかくの技術やそこで生まれる風土に根差した使用というものが、全国一律の評価の中で評価されないとなると、結果としては愛用・使用という意味では遠ざけてきた結果、このような状況でみんなコンクリートの家になっているわけです。そこはこのあたりも含めて需要をどう喚起していくかという視点の中から、今の固定資産税というものは大きな負担ですから、むしろ県産品を愛用する企業あるいは奨励する地域、そういった文化を生かしていこうということを踏まえて、あえて新築で私はこれを選んだという人に特典をつけて、税の優遇をしながらでも誘導していくほうが施策上かみ合うわけです。掲げている、みんなでやりましょうということと、こういった現場の一つ一つの施策がかみ合っているかどうかは、ぜひ点検という一何ゆえにそれを阻むのかということ、それが奨励されないのか、利用されないのか、どこに原因があるのかをもう少し掘り下げないと、安かろうよかろうで既製品を使用するのは、当然コスト的には皆さんそれを選択するでしょうけれども、やはりそこまで気をつけていかないとこの使用は伸びないのではないかと日ごろから感じますが、そのあたりはどうでしょうか。

○下地明和商工労働部長 なぜそうになっているのかを含めて、確かに委員がお

っしゃるような論理だと私も思いますので、調査して、それが変えられるものなのかどうかも含めて検討させてください。

○仲村未央委員 これは入札に絡む問題でも総合入札や、商工労働部を中心にしながら公契約条例などもあると思いますが、誘導していく中で、企業に対してどのように加点をして、地域・地元の企業を伸ばすのかという部分からの側面と、消費者の側からの両方の施策誘導によってその需要を喚起する、アピールをするということを、ぜひこれは税の視点からは気がつかないというか、おかしいなと思っても、全国でこうなっているからそうだとはいくらのところでとまってしまうと思うので、そこは商工労働部のほうから見直せるものならぜひとも見直していただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情平成27年第71号新県立図書館及び新八重山病院建設に係る木製家具の制作と購入に関する陳情の新八重山病院ですが、発注も終わって工事に着手しているのですが、35ページです。これは優先してやっていきたいというような処理方針ですが、どのような感じで調整されたのか。

○幸喜敦県立病院課副参事 新県立八重山病院整備事業は、その建築工事を本年1月に契約締結をして、工事を着手したところです。陳情の趣旨の県産品優先のほうですが、これについては工事の中の特記仕様書で、本工事に使用する資材等のうち沖縄県内で生産・製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合にはこれを優先する旨を明記しており、陳情の趣旨を踏まえて施工業者に働きかけていくことを考えています。

○砂川利勝委員 これから働きかけていくということですね。今、沖縄にもよい材木があると思うので、ぜひ使用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 陳情7号沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限の延長

を求める陳情ですが、軽減措置の期限が万が一切られた場合にどのような、どれくらいの打撃があるのか。現在でも非常に厳しいシェアなのです。平成29年5月まで1年あるとすれば、そんなにあれですね。しかし、厳しいのが現状ですが……。芋焼酎も内地では相当出ているのですよね。それで、沖縄の場合はイモゾウムシがいて、なかなか芋も十分県外へも持ち込めないということですが、将来的には芋焼酎も一外国を中心に米を輸入してつくっている歴史もあります。芋の焼酎ということも考えられますか。

○下地明和商工労働部長 今現在、九州でつくっている芋焼酎は酵母が違うと思うのですが、こうじは黒こうじなどを使ってつくっているようです。ただ、沖縄の文化としてこれだけ500年近く育んできた、泡盛以外をつくるということが果たしていいのかわかりませんがもう少し考えさせていただきたい。

○新垣哲司委員 お聞きしたいことは、あれだけ本土の焼酎が沖縄でも相当売れているものだから。皆、飲みやすいと言うのです。売れているのに全く一歴史があるから考えていけないというのも、ではなぜ沖縄県でもそれだけ売れているのとなるのです。現時点では、イモゾウムシがいてどうしようもないのですが、例えばの話ですが、久米島が根絶した場合にはあちらでも有名な酒屋さんが2カ所くらいありますので、そういう話は全くないですか。

○下地明和商工労働部長 これは行政が奨励するというよりも、沖縄にも1社だけ日本酒をつくっている泰石酒造がありますが、そちらのようにそういうメーカーが出てきたら、それは違う方向になるのかと思っています。

○新垣哲司委員 沖縄にあるのは初めて聞いたのですが、やっぱりシェアがあるわけですから、内地のものは。それも含めて、もちろん酒造組合ともしっかり打ち合わせなければいけないと思いますが、そういう感じがする。伸び悩んでいる泡盛がどうしたらいいかと。やっぱり経営者の努力も必要ではないかという気がしますから。以上です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 請願第2号県内企業優先発注及び県産品優先使用の基本方針の改定に関する請願の件ですが、トイレットペーパーや紙類について、県内業

者が扱っているものが県立病院や県庁などにおける使用が外国産の安い紙類が入ってきて、県内企業が打撃を受けているという話を聞きますが、この辺の実態は、皆さんは情報をつかまえているのか。

○上地肇物品管理課班長 トイレットペーパーなどについては物品管理課で取り扱っている物品ということではなくて、恐らく管財課の庁舎管理の中で取り扱っていると思います。済みませんが、そういうことだと思います。

○崎山嗣幸委員 取り扱いの所管はどこでもいいけれども、今、請願が出ているものについては、県産品の優先使用と県内企業優先という請願が出ているから、他の課ですということではなくて、そういった外国産によって県内企業が打撃を受けているということについて、皆さんの所管なものだから、横の連携をとる意味ではわからないでは困ると思いますが。

○下地明和商工労働部長 今、資料がないので細かい話はできませんが、委員の御指摘どおり使っている部分もあるようです。

○崎山嗣幸委員 詳細は管財課ということですが所管は皆さんなので、どれだけそういった紙を扱っている県内企業が打撃を受けているのか、あるいは県産品が外国産によって危機的なのかどうかについては情報収集をして、実態を明らかにしてもらいたい。それがどの程度かわからないから聞いていますが、安い外国産が入ってきて、当然トイレットペーパーと紙類はそこが使い勝手がいいということで入っていると思います。せめて公共施設といったところについての実態は、可能な限り県内企業、県産品を使うということは大事ではないか。これが請願の趣旨だと私は受けとめているが、そういうものを放置するという状況が、皆さんが答弁している県内企業を育成しますということにはならないと思うので、実態把握をして一全く輸入品をとめることはできないとは思いますが、どの程度県内企業が打撃を受けているのか、県産品がとまっているのかを含めて対策を打つ手はあると思うがどうか。

○下地明和商工労働部長 今、担当課に聞いたところ、調査はしていると、持っちはいると。今は手元にないということで、そういう意識を持って調査はしています。

○崎山嗣幸委員 この実態調査をしたものは、後で調査資料としていただけま

せんか。これに基づいて、所管課として、もし仮に県内の企業が打撃を受けたりするものについての手だてというか、皆さんとして外国産を推奨するのではなくて、皆さん方の努力というか、一定程度県内企業のトイレットペーパーを使うということを考えてはいるのですか。

○下地明和商工労働部長 今でも県産品の優先使用ということで関係機関も含めて、公益社団法人沖縄県工業連合会といった団体と一緒に各機関を回り、各部にも毎年のように流しながらやっていますので、当然その考え方は持っています。

○崎山嗣幸委員 その調査に基づいて、きょうはわからないというから、改めてその結果によっては皆さんは県産品を使ってくれということで、主管課の管財課のほうに皆さん方が要望することは考えているのですよね。

○下地明和商工労働部長 同種の同じようなものであれば、当然それは使ってほしいという話は持っていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 請願第2号県内企業優先発注及び県産品優先使用の基本方針の改定に関する請願の県産品の優先使用の件ですが、その中で出ている建設機械の購入調達、リース契約及び保険契約が、地元企業優先の原則が曖昧なままになっているということがありますけれども、現状としては具体的にどういうことになっていますか。

○下地明和商工労働部長 実は、この部分についてはきちんとした調査をしたことがありませんので、把握はしていません。ですから、できるだけ例えば県外メーカーであっても、そのリースをやっているのは本県における法人、あるいは営業所を持ってやっているなどいろいろありますので、ある程度実態把握をしながら、どのような方針にしていくのかはその調査をしながら考えていきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員 情報サービス産業、パソコン等のものに関しても、皆さん実態把握はしていますか。

○下地明和商工労働部長 具体的にどういった業種がどういった本県における法人形態になっているのか、あるいはどういう形態でここに立地しているのかは持っていません。ただ、本県に企業、事務所があることは確かなので、そういったところまで締め出すわけではなく、ここに事業所としての実態を把握していれば、それは県内の企業として考えていきたいと。また他府県の事例においても、そこに現地法人あるいは事業所等を持っているところを県内のものとして認めるような運用をしていますので、そういったものも参考にしながら考えていきたいというところです。

○玉城ノブ子委員 まず、皆さん方が実態はどうなっているか調査をすることが必要ではないか。その実態調査の上に立って、地元優先発注、地元企業の育成を図っていくことを積極的に推進することが非常に大事だと思います。先ほど崎山委員からも出ていた問題についても、同じだと思うのですよ。本庁舎内、外郭団体、病院や教育団体、そういうところでの本当の県産品の優先使用が推進されているかどうかということをお皆さんのところでしっかりと調査をして、実態を把握して、地元優先を進めて地元企業を育成していくという立場で、皆さん方がしっかりとやっていくということにならないといけないのではないかと思います。しっかりとした実態の調査をやって、県産品の優先使用や地元企業の育成がしっかりとできるような仕組みをつくっていくということが大事ではないかと思いますが、どうですか。

○下地明和商工労働部長 今でも当然県内企業の優先発注、県産品の優先使用は実施して、一生懸命に取り組んでいるところです。ただ、新たに出てきているサービス部門、リース部門、保険部門というところで、ここに立地している企業形態がどういう状況にあるのか、それを考えないといけませんし、実際にここに立地して、ここで事業所を開設して雇用もして営んでいるのに、そこを全部排除していくかということ—これは地元の企業ではないと定義をするか—というと、そうするとだんだんサービスも低下していきますので、その辺の実態を把握した上で、地元企業—地元という捉え方をどうするかという定義を改めて考えていかなければならないと思っています。

○玉城ノブ子委員 ぜひそれは皆さん方のほうできちんと整理をして、そして本当に地元の企業がしっかりと育成できるような、県産品の資材をしっかりと活用することができるような、そういう姿勢で対応していただきたいと思いま

す。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情7号沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限の延長を求める陳情で伺いますが、酒税の軽減措置延長は復帰以来ずっとやってきているが、ある時期時期で厳しい評価もありましたよね。それに関して我々は、軽減措置に関して易々として延長すべき、するものだというちょっと甘い考えがあるのではないか。基本的に、この軽減措置そのものの持つ大きさに関して総点検しなければならない時期がありまして、先ほど新垣委員からもありましたように、泡盛を中心とした酒造業界が、もしこの軽減措置がなければどうなるのかという現状分析と、今後、この酒造業界を含めた泡盛の将来の動向が市場でもってどう評価を受けるべきか、その中でどう生き延びていくかというような根本的な県としての総点検をしてあると思うが、その辺を聞かせてください。

○下地明和商工労働部長 今の泡盛業界の現状からですが、今、県が捉えている状況では、現状において16社が赤字で上位10社ぐらいで75%ぐらいのシェアを占めるような状況と。これを踏まえて、今後泡盛業界がどのようにあるべきかについては、今回調査を入れている内容を今後分析しながらつくっていくということが今の段階です。

○座喜味一幸委員 上位10社でほとんどのシェアを占めている。その上位10社の生き残りの問題があるが、その前に、沖縄県内におけるアルコールの消費量が相当変わってきていると思っています。その現状をどの程度調査・分析していますか。

○座安治ものづくり振興課長 泡盛の消費、嗜好の変化ですが、最近よく言われている若者のアルコール離れ等が指摘されていますけれども、現状沖縄県自体は、アルコールの1人当たりの摂取量は全国でも鹿児島に次いで2番目となっています。ただ、週に3回以上飲酒する習慣を持つ若者の割合は全国でもかなり低いほうに位置してしまっていて、47都道府県のうち42番目に位置している状況です。沖縄県は全体の飲酒量は多く、若者の飲酒量は少ないというところでは、中高年の方々は現状でもある程度の量を飲まれているというところですが、若

者については全国平均より少ないという状況がありますので、泡盛の振興策の中でもこの若い方々にどうやって泡盛を普及していくのが課題です。

○座喜味一幸委員 焦点がずれているような気もするけれども、要するに沖縄県のアルコール消費量の全体の中で、経年的に沖縄の泡盛がどのように売れているのか、その伸びはどうかという、アルコールの種類ごとの他府県との酒等を比較したときに泡盛の将来性というものが見えてくる。その部分を聞きたい。

○下地明和商工労働部長 泡盛の出荷量につきましては、ピーク時の平成16年度の約2万7000キロリットルから、現在—平成26年度—10年後になりますが、1万7000キロリットル余りというほぼ1万キロリットルくらいの減少をしています。これは沖縄だけではないのですけれども、全体的な傾向として焼酎類が伸び悩んでいることに比較して、リキュール類、そういうものがぐっと伸びてきている、あるいはスピリッツ類が伸びてきていることが現状です。

○座喜味一幸委員 沖縄県内の泡盛を減税して一生懸命つくっているが、トータルとしての消費量も落ちてきた。その落ちた中でもビール、焼酎類、リキュール類—私も最近ハイボールがうまいと思うのだが、そういう酒の種類が商品開発されて、嗜好に合うようないろいろな商品が出てきている。そういう中で、沖縄県でそれがどのような推移をしているかということと、消費動向を明確に見通しを持たないと、2万6000キロリットルから1万7000キロリットルまで落ちているという、トータルでも落ちているけれども、シェアもピークに比べると相当他の酒類にシェアをとられているのではないかと単純に思っているから、その辺の具体的な分析をしているのではないかと思つて。

○下地明和商工労働部長 まだその具体的な分析まではしていませんが、そういう消費動向をにらんで、県内の酒造メーカーを中心に製品開発ということで、泡盛を使ったリキュール開発等に取り組んでいるところです。十何社もいろいろな商品を出してきています。そういう取り組みに変わってきていると。

○座喜味一幸委員 結局、先ほど言っていたように、いつまでも歴史のある泡盛だけでは消費の拡大はしませんよね。その中で根本的な、多分東京に行ったら皆さん言われるわけでしょう。酒税の軽減をするけれども、現状、将来本当に泡盛業界をどのように活性化していくのか、雇用にどうつなげるのかという

ような話も聞かれるわけだから、その辺をきれいに整理しないと、いつまでも気持ちで泡盛を飲もうだけでは済まない。これをどう泡盛業界としてしっかりと持続経営していくかというのがどうも見えない。黙っていても酒税軽減は延長するものだと思っている。もちろん自民党はもう要請をやっていますよ。やってぜひ通そうという思いはある。酒税軽減措置が切れたときにどうなるのかという話と、今後、消費動向に対して県として、あるいは酒造業界としてどうしたいのかというような方向性が見えないと、僕は今の状態だったら自然死に近い状態になるのではないのか。これでいいのかという思いがある。

○下地明和商工労働部長 そういうことを踏まえて要請はするわけですが、今、泡盛業界も、かつてのそのまま30度の泡盛を出すだけではなく、今資料として持っている中身から言いますと、18酒造所で20を超す、二十幾つかくらいのリキュール酒をつくっている。例えばシークワサーリキュールであるとか琉球マンゴー梅酒とかいろいろなリキュールをつくってます。それからもう一つ、いい動きといいますか、いろいろな動きをしているのが一般社団法人泡盛マイスター協会。そこも飲み方を広めるということで、若い人たちが臭い、きつい、強い、そこをかなり嫌がっているというアンケート等の結果もありますので、甘目のリキュールから入門でいくということで、各メーカーも今取り組み始めている。中でもおもしろいのは、県産の果実を使ったリキュールをつくり始めているということです。

○座喜味一幸委員 これからは、黙っていても延長していくべきものだという考え方は一回は一今度の延長で終わるぞぐらいの覚悟で、泡盛業界も本気にならないといけないし、深刻に取り組まなければいけないと思っています。

○下地明和商工労働部長 今後、T P Pの発動等いろいろ出てきますと、どういう影響が出てくるかというのもありますので、泡盛業界の体質改善もしながら、売れる酒をどうつくっていくかということについても取り組むよう協議していきたい。

○座喜味一幸委員 ちょっと小さいのだけれども、原料米の価格の引き下げ。これは今度のT P P合意の方向性を受けて、今後、どれくらいの基準をどこまで下げていきたいのか。その辺はどうですか。多分輸入量も減っているだろうし、今の価格をどこまで下げたいのかという方向性はありますか。

○下地明和商工労働部長 今、この原料米のメーカーへの卸価格は、我々が聞いているところではトン当たり8万1000円余りと聞いています。これはミニマムアクセス米—MA米を政府から8万1000円余りで調達して、原料として使っているわけです。実は、これは買い取り価格と泡盛業界へ卸す価格とでは当然差額が出ていて、それがいかほどで輸入しているかまでは完全に教えていただけないのですが、その辺をにらみながらもっと落とせないかということのを要望している。TPP、そういったものの完全自由化という中での議論までは至っていません。

○座喜味一幸委員 TPP関連で、これはもしTPPが締結したときにどうするかという話と相当関連するのですよ。その辺を把握していないというのは少し……。何をどうどこまで下げたいのか。これは農林水産省が担当ですか。

○下地明和商工労働部長 ミニマムアクセス米を取り扱っているということでは、農林水産省を通して購入しているということです。

○座喜味一幸委員 請願第2号県内企業優先発注及び県産品優先使用の基本方針の改定に関する請願についてですが、これも昭和五十何年から一生懸命頑張っているが、実態として果たして、数字として、例えば公共事業等で地元企業を優先使用しなさいといっているが、現状の官発注における土木資材等々の地元企業優先利用の実態の把握はされているだろうか。

○下地明和商工労働部長 毎年、主要品目を例示しますと鉄筋、セメント、コンクリートの2次製品、そういったもろもろ十何品目かありますが、その優先使用については、平成24年からいくと平成24年が83.6%、平成25年が91.1%、平成26年が85.5%と年度によって県内で調達できないもの、大きいものが入ったとき等は若干ぶれていますが、90%近くの優先使用は守られているということです。

○座喜味一幸委員 この生産量、需要量、それから県産品の優先利用率みたいなものというのは、今大方のくくりで言っているが、各地元生産品に関して調査はどこでやっていますか。

○座安治ものづくり振興課長 商工労働部でまとめて県産品の使用状況、発注工事における主要建設資材の使用状況の取りまとめをしています。

○座喜味一幸委員 例えば沖縄ビーグだったら、生産量に対してどれだけの利用量が一沖縄ビーグ、畳の表なのだが、そういう県産品に関して赤瓦の話も出ました。地元で生産されているようなセメントはどうだ、そういう地元生産の主要物に対して、公共事業でどれくらいの利用量があるのか、価格はどうか、他の商品と比べてどういうものなのかということをはっきりと把握していないか、かけ声だけに終わってしまわないのか。それから具体的に県の建築仕様書の中に、沖縄ビーグと建築仕様書の中を書くシステムが構築されているのか、その辺が私は問題だと思うのですよ。

○座安治ものづくり振興課長 主要建設資材とあって、11品目を詳細に集計していると。実際に公共工事の中でどれくらい使われて、使われなかった場合はそれはなぜなのかという理由も調べています。その中には、大きなものということで10品目が選ばれていまして、鉄筋、セメント、アルミサッシ、プラスチック製のパイプなど量が大らかなものが中心でして、畳とかその辺まで調べていないというのが実情です。

○座喜味一幸委員 大きなものに関しては、今おっしゃったとおり土木建築部でもわかっているけれども、今言った県産品というのはこの大きな十何品目だと思うが、木工、赤瓦、しっくいの話もあれば、そういういろいろなものがある、それをどう活用していくかというような部分まできめ細やかな配慮をしていただきたいと希望して、どうですか商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 気持ちはやまやまですが、業務量との問題も兼ね合いもありますし、これからどれくらいそういうものがふやせるのかも含めて、検討させていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 私も定期的に病院に行っているいろいろな血液検査をすると、肝臓がなんとかでお酒を控えるようにと言われる。なかなか控えられないのですけれども、その健康面からいっても、先ほど若い人が余り飲まないとか言いますけれども、本当にどれだけが適度とか、そういうものをちゃんとタイアップもしながら、今一方では健康的なものに皆さん関心を持って、一方では今の話は

いかに伸ばすかというような話もあるが、そこら辺の因果関係—例えば日本酒だったら、我々からすると甘くて糖尿病になるのではないかとかいろいろあるのですが、泡盛の健康への影響、そういった面もそういう部署と連携して示しながら、泡盛のある面、よさになるのか悪さになるのか、そういうことの発信も必要ではないかと思いますが。

○下地明和商工労働部長 確かに委員のお話のとおり、泡盛の効用についてはいろいろと言われている部分もあります。そういうものも発信しながら、当然適正飲酒で健康を害しないような飲み方というの、そういう発信も非常に大事ではないかと思っています。ただ、今若者の泡盛離れというのは、泡盛だけから離れているのではなくて、酒を飲む量がかなり少なくなっているというデータもありますので、そこら辺が非常に悩ましいところで、それをどう動機づけしていくかというような部分も含めて、できるだけ泡盛を飲んでいただけるように、その辺が課題ではないかと思っています。

○瑞慶覧功委員 連携してやる必要があると思います。

それと泡盛の原料米ですが、タイ米だと思いますが、陸稲ですか。

○座安治ものづくり振興課長 普通の水田で育てているウルチ米になります。

○瑞慶覧功委員 これは沖縄でつくることはできないのですか。

○座安治ものづくり振興課長 沖縄でも栽培はできます。

○瑞慶覧功委員 使っているところもありますか。

○座安治ものづくり振興課長 現在のところはまだ一沖縄産のタイ米で試験的につくっているところはありますが、製品としてはまだないです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第27号議案沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料は、議会配付資料であります平成28年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）一議案書となっておりますので御確認ください。

議案書の103ページをお開きください。

乙第27号議案沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、沖縄空手会館の設置、管理及び利用料金の徴収根拠等に係る規定を整備する必要があるため、条例を制定するものであります。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 沖縄空手会館は指定管理者に指定をさせることになるのですよね。この指定管理者の指定という手順はどのようにやっていくのですか。

○前原正人文化振興課長 沖縄空手会館は大きく分けまして、道場棟と資料を

入れる資料展示棟で構成されています。その道場棟というのは、空手のセミナーを開いたり稽古をしたり、大会をしたりする機能です。そこは時間当たりで箱貸しをするところです。もう一つ、資料館がございます。そこは空手の資料を集めて一般の方々にも見てもらって、沖縄空手の歴史や文化的な意義を理解してもらおうという目的です。完成の暁には指定管理を予定していますが、指定管理に当たっては、その両方の機能を十分果たせるような指定管理者を選定することになります。

○玉城ノブ子委員 具体的にはどういう手順で指定をしていくかということです。

○前原正人文化振興課長 今議会で設置条例を審議いただきまして、指定管理についてはそれ以降公募をして、9月の議会で選定という形になります。60日間の応募期間を設けて選定をしていくことになります。

○玉城ノブ子委員 公募をするわけですね。公募をして、その公募の中で委員会を設置して、決めていくことになるのですか。

○前原正人文化振興課長 選定の委員会に学識経験者、類似の施設の運営に知見を有する方とか、そういう方々を入れまして、その中で選定をしてみたいです。

○玉城ノブ子委員 具体的に沖縄空手会館、資料館も含めてその機能がきちんと果たせるような、そういうしっかりした管理・運営の推進をやっていただきたいとだけ申し上げておきます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 沖縄空手会館のイメージがちょっとまだ湧かないが、道場の部分はどういう形で運営管理しますか。時間とか申し込みの仕方、例えばオリンピックの強化選手が来るとか、そういうものに対してある程度フレキシブルにしておかないと。条例で決めたらかたいからね、指定管理を受けたのは。その辺の弾力性はどうなりますか。

○前原正人文化振興課長 時間としましては朝の9時から夜の9時ということになっていまして、それは時間貸しすることになります。4時間単位の3区分になっていまして、基本的には沖縄空手会館、空手に特化したという形で下が板の床になっていまして、クッションがきくように空手の演武がしやすい形になっていまして、空手以外にも使用することは可能ですが、基本的には空手を優先ということで、優先利用期間、優先予約期間一要するに、空手を目的に使う方々については、早目に受け付けをするというような期間で差別化を図っています。また料金につきましても、空手と空手以外では差を設けています。

○座喜味一幸委員 料金等に関しても、もう少し地域の小・中・高校生あたりにはほとんど金を取らないで、無料にしたらどうですか。この料金の設定については、どのような経緯をもってこの料金設定をしているのか教えてください。

○前原正人文化振興課長 料金については、道場施設の利用料と資料館の観覧料があります。資料館の観覧料につきましても、沖縄県立博物館・美術館と同じように小・中学生並びに高齢者の方々については無料となっています。道場につきましても、児童・生徒、一般・学生、高齢者という区分を設けていまして、児童・生徒については一般よりも割安な料金を設定しています。

○座喜味一幸委員 要するに、どういう議論をしてこの料金が設定されたか。地域の声とか空手の各道場の人たちとか、そういう人たちと議論をしながら決めてきたと思うけれども、幅広く将来の利用のあり方を見通しながら決めてきたのでしょうか。

○前原正人文化振興課長 料金の設定につきましても、沖縄県立武道館とか類似施設を参考にしながら設定をしています。また、県が主催するものとか大会とか、あるいは県が沖縄伝統空手道振興会等と共催するようなどころについては、この後指定管理者を選んでいきますが、その調整の中で料金の減免の措置を講じていきたいと考えています。

○座喜味一幸委員 指定管理を受けた者が、この施設を使ってある程度の運営管理をしていくための利益を出していくとか、経費を稼いでいくような、そういうフリーな企画というものはどうなりますか。

○前原正人文化振興課長 指定管理の事業者というのは、みずから、例えば小

・中学生向けの空手のセミナーを企画してもらったり、高齢者向けであったり女性向けであったり、自由に企画を出してもらって、館の稼働率を上げてもらうことを期待しています。

○座喜味一幸委員　ちなみに、沖縄空手会館の年間の運営をしていく上で、指定管理者に対する沖縄県の支出見込み額はどうなりますか。

○前原正人文化振興課長　平成29年度から平成31年度までの指定管理料ですが、これが3年間で2億5424万1000円となっています。

○座喜味一幸委員　ちなみに、光熱費、運営にかかる日常の経費はこの中に入っていると思うが、災害被害、改良、更新事業等々についてはもちろん県直轄でやっていくということだと思うが、この仕分けはどうなっていますか。

○玉城栄春文化振興課副参事　災害等の大型修繕については、基本的には県の負担となります。大型というのは、日常的な維持管理以外の経費と思っています。

○上原章委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長　議案書の113ページをお開きください。

乙第28号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、高齢者が運動施設を利用しやすい環境を創出することにより、高齢者の健康増進に資することを目的に、一般利用料金よりも低廉な高齢者利用料金を導入するため、条例を改正するものであります。

以上が、本議案の説明となります。
御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 今、奥武山の改修事業をしているようですが、どういう形態に持っていこうとしているのか。公認トラックも含めて目指しているのか、競技場の形態はどのような内容になっていますか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 奥武山の競技場につきましては、ただいま公認トラックについては特に考えていません。と申しますのは沖縄県総合運動公園のほうに第1種の施設があるので、県では今のところ、奥武山についてそういう資格を取ることは考えていません。また、奥武山競技場については那覇市への移管の問題もあるので、その辺を整理してから今後考えていきたいと思えます。

○崎山嗣幸委員 現時点で、後々どのような形態にしていくのかについては、那覇市への移管も含めてまだ明確ではないところがあるのですか。それともこの競技場として多目的性を持たせていこうとするのか、従来の競技志向なのか。そこはまだ決まっていないということなのか、検討していく方向なのか。条例については高齢者の利用料金の改定ではあるが、高齢者も使えるようにということで幅広い、そういうところにするのかと思ったのですが、そこは多目的性を持たせようという発想なのか、あるいはエイサーとかイベントができる方向なのか。ただ那覇市に移管を考えているから、後々何も検討されていないというのはどういうことなのか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 奥武山の移管については、今あります沖縄セルラースタジアム那覇を移管するときも、現在使っている形態を残すような形で協議をしながら移管をしていますので、陸上競技場につきましても、現在の形態がある程度担保されるような形での協議をする中で、進めていく形を今考

えています。

○**崎山嗣幸委員** 現行の状態が活かされるように移管する方向も含めて検討するということですが、今の整備状況はどのような感じの整備がされているのか。今の形態、現行の形態ですよ。競技場のトラックを今整備していますよね。

○**瑞慶覧康博スポーツ振興課長** 現在の競技場については、記録等については総合運動公園で行いますので、練習会場など、そういう形で今やっているところですよ。

○**崎山嗣幸委員** さっき言ったエイサーとかいろいろなイベントとか、そういうことにも現行上は活用させてはいるのですか。

○**瑞慶覧康博スポーツ振興課長** 競技に影響がない範囲で、そのようなものにも貸しているところですよ。

○**崎山嗣幸委員** 今回条例を一部改正するのですが、高齢者というか健康増進というか、そういうことを含めて、健康志向的な競技も含めて県はそういう方向で考えて、那覇市への移管も含めて考えているということなので受けとめていいのですか。

○**瑞慶覧康博スポーツ振興課長** そのように考えています。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**上原章委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**上原章委員長** 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外10件の審査を行います。

す。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しております。

1枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が9件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情9件のうち、8件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情1件について御説明いたします。

説明資料の12ページをお開きください。

陳情平成27年第101号沖縄空手課設置要請に関する陳情につきましては、平成28年度組織編成における空手振興課の新設による方針変更であります。

次に、新規陳情2件について御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の15ページをお開きください。

陳情第21号「琉球料理」及び黒こうじ菌による「琉球泡盛」文化圏の世界無形文化遺産登録に関する陳情の処理方針を読み上げます。

県では、今年度、有識者による沖縄の食文化に関する検討委員会を設置し、歴史的な背景を踏まえ、沖縄の食文化の現状分析、課題抽出を行い、課題解決の取り組みを検討しました。

その中で、文化的観点から保存、普及、継承する伝統的な食文化を、「琉球王朝時代に冊封使や在番奉行をもてなすために発達した宮廷料理と、亜熱帯・島嶼の自然環境のもとで育まれた庶民料理の2つを源流として、現在に受け継がれている琉球料理に基盤を置き、食材、調理法、味わい、栄養、菓子、酒、食器、風俗習慣などの要素を包含した生活文化である。」との検討結果を取りまとめたところです。琉球泡盛については、伝統的な食文化を構成する要素の一つである酒を代表するものとされております。県としては、今年度の伝統的な食文化の検討を踏まえ、県民が伝統的な食文化の価値を再認識し、愛着と誇

りを持って次世代へ継承していけるよう、ユネスコ無形文化遺産登録も見据え、具体的な保存、普及、継承の取り組みを検討してまいります。

説明資料の17ページをお開きください。

陳情第27号しまくとうば教育センターの設置要請を受け入れた学校教育を行わないように求める陳情の処理方針を読み上げます。

しまくとうばが言語か方言かについて、国は「言語及び方言の用語はさまざまな意味を有するものであり、一概にお答えすることは困難である」との見解を示しております。県においては、しまくとうばの日に関する条例が制定されたことを踏まえ、県民のしまくとうばに対する理解と関心を深め、次世代へ継承していくため、しまくとうばの普及促進に取り組んでおります。県では、平成25年度にしまくとうば普及推進計画を策定し、平成27年度までの3年間を県民への機運醸成を図る期間と位置づけております。市町村に対しては、しまくとうば普及推進に関する宣言の決議を要請するほか、地域に根差した普及の取り組みを促しており、現在、市町村や文化協会において、しまくとうば大会、しまくとうば講座及びワークショップの開催、テキストの作成等、さまざまな取り組みが行われております。学校現場においては、しまくとうばに親しみを持たせるため、しまくとうばの日の周知を図るとともに、県が作成した読本・副読本を配付し、総合的な学習の時間等を活用しながら、児童・生徒がしまくとうばに触れ、学ぶ機会を設けております。また、平成28年度から3年間は、しまくとうばの普及促進を図る期間と位置づけており、各地域へ県民運動が波及していくよう、文化協会や教育委員会等と連携しながら取り組んでまいります。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情平成25年第83号国際通りかいわいにおける貸切バス送迎諸

問題の解決に関する陳情。これは現在どうなっていますか。

○茂太強観光振興課長 現在、沖縄県修学旅行推進協議会の場で関係者一例えば一般社団法人沖縄県バス協会、沖縄観光コンベンションビューロー、那覇市、那覇市観光協会、そういった関係者が集まって分散乗車、停車時間の短縮化、そういったものに向けて取り組んでいて、そこはおおむねスムーズにだんだんいつてきているのかと思います。ただ、抜本的な解決策として待機スペースの確保がなかなか難しい面があるものですから、そこは引き続き可能なスペースの確保に向けて取り組みを進めているところです。

○玉城満委員 なぜ確保するのが難しいのですか。

○茂太強観光振興課長 待機スペースあるいは乗降場のスペースといった土地の確保があるものですから、その市街地において土地の有効活用などいろいろな面で考えたときに、その確保がなかなか難しいところが困難なところと考えています。

○玉城満委員 これは平成25年7月10日に出されて、やがて3年になろうかというときに、まだ協議中ですという話になっていること自体どう思いますか。観光客はますますふえていくわけですよ。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 平成25年以来この問題が顕在化しましてから、先ほど答弁しましたように関係機関と協議は継続しています。運用面で改善を図ったという部分もありますが、根本的な解決策ということになると、那覇市や県においてどのような形で待機スペースが確保できるか。那覇市においても積極的に検討してもらっていますが、国際通り周辺というのは土地の利用が相当進んでいますので、一定のスペースを確保するのが難しい。そういう中で今、もう少し範囲を広げて、例えば海側にあるうみそら公園といったところでの利活用の検討、実施に向けて詰めがかなり進んでいます、そういった形でできることを1つずつ積み上げているという状況です。

○玉城満委員 これは早目にやらないと。いまだにこういう状態なので、ぜひ抜本的に解決する策を早急にやっていただきたいと思います。ひとつこれは要望しておきます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 新規の陳情第27号「しまくとうば教育センター」の設置要請を受け入れた学校教育を行わないように求める陳情。これは非常にいいことであると思います。私たちが小さいころ、皆方言で育ったことだし、特に移民された方々、戦前戦後を含めて非常に各集落ごとの方言、しまくとうばが残っている。大事なことです。ただ、むやみやたらにつければいいというものでもない。余りにもつくり言葉も多い。この辺は文化観光スポーツ部長、どう思う。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 しまくとうばというのは、沖縄のそれぞれの地域の文化を支える基盤としてずっと継承されてきたと理解しています。そういう意味では文化の基盤でありますので、県としては、地域地域に伝わってきたしまくとうばはしっかり保存、継承することが大事だと考えています。文化的な側面で見るとそういった位置づけをしていますが、一方で、今おっしゃられたつくり言葉という一具体的なところは私も例は言えませんが、そこはしまくとうばの継承という観点からは、我々はしっかりと保存、継承していくというスタンスです。

○新垣哲司委員 しまくとうばはいいことです。例えば普通にチャー元気ヤミ、元気ネーくらいは誰でもできる。そういう形で公の場、いろいろな場でもあんまりさ一特に翁長現知事が普及して、非常にどこでもそのように、ある意味ではこれをやりなさいとか、そういうこともよくしばしば聞かれるのですが、その辺はどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 県としましては、しまくとうばの日に関する条例が制定されたことを受けて、しっかりと地域で伝わってきたしまくとうばを保存、普及、継承していこうと、そういった取り組みが重要だと考えています。公の場で使用することについては、これは私も平成25年度に観光政策統括監をしていましたが、その当時から部内でも積極的に励行していこうということはしていました。どうしてもしまくとうばを使うことに対してのちゅうちょ、気恥ずかしさのようなものがありますので、それを一つ越えていくためのステップとして、挨拶の冒頭などでしまくとうばを紹介するといったところで

○新垣哲司委員 私たちも議会で条例を制定したわけですから、当時からいいことだと。これは基本です。そういうことで、文化観光スポーツ部長も観光政策統括監のときの平成25年には制定されていますよね。それ以前はなぜ使わなかったのか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部がしまくとうばの普及促進の担当部局ということで、私の記憶ではそういった取り組みの計画もつくったので、部として推進していくために、そういったところから始めていこうかという議論があったと記憶しています。

○新垣哲司委員 よくわかりました。方言も各離島にも沖縄本島にもいろいろなまりが違ったり、お互いでもわからないような言葉もあるし、こういう誤解がないようにし、そしてまたしっかりしたウチナー言葉を使っていたきたいことを要望して終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 しまくとうばの件ですが、陳情で出ているしまくとうば教育センターの設置要請を受け入れたというような表現があるが、その辺の説明をしてください。

○前原正人文化振興課長 要請書によりますと、学校現場でしまくとうばの教育を導入するためにしまくとうば教育センターを設置し、しまくとうば教育を強力に推進して行ってほしいという趣旨の陳情になっています。

○座喜味一幸委員 このしまくとうばの普及に関して、今、県はどういった組織をつくろうとしているのですか。

○前原正人文化振興課長 済みません。先ほどの趣旨は、しまくとうば教育センターを設置してほしいという趣旨の陳情が平成27年9月に出されています。今回出された新規の陳情は、それとは逆に教育現場においてそういうものを設置しないようにという趣旨になっています。

○座喜味一幸委員 県がしまくとうばを含む政策参与の話等々も出ていて、ど

ういう方向でしまくとうばの普及に向けて組織づくりをしていこうとしているのか。

○前原正人文化振興課長 しまくとうばについてはその機運を醸成していくことが大切だろうということで、この3年間機運醸成の活動をしてきていますが、その中で県においても小・中学生にしまくとうば読本を作成して、しまくとうばに親しんでもらうということで取り組んでいます。

○座喜味一幸委員 皆さん一生懸命力を入れて、お金をかけてやろうとしていますが、しまくとうばの普及ということには、私は田舎なものだから相当な困難な道があると思う。宮古の中でも伊良部、多良間、平良、下地、これだけ見ても意味不明な言語がいっぱいある。それと同じ言葉でもイントネーションの使い方で物すごく違う。そして我々の地域の中でも、方言によって差別感情やいろいろな問題がありました。言葉というものは、私は時代によって変わっていく、変遷していくと思っています。その原点のワッターウチナーの言葉を大事にしながら、村社会、昔の共同体、きずなを結ぶ、つながりをつくるというような意味での価値も大変大事であると思いますし、魂のふるさとがこの原点だともわかっています。しかし、これを今、大上段から、このしまくとうばというものをこの日常に戻してくるという事業の中で、さらにこんなに大上段に構えて方言を普及していくということは、もう少しポイントを整理しなければ問題があると思うがどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 しまくとうばという呼び方も、しまくとうばの日に関する条例が制定されていわゆる通称として用いているところです。その指しているところは、その地域地域に伝わってきた言葉ですから、例えばしまくとうばというのが、沖縄のある一つの地域の言葉を指しているといった位置づけではありません。北は国頭から与那国まで、それぞれの地域地域で伝わっている言葉の通称としてしまくとうばと呼んでいます。そのしまくとうばを普及、継承するに当たっては、そういったしまくとうばの保存、継承が危ぶまれているという状況の中で計画的にやっていく必要があるだろうということで、県では平成25年度に推進計画を策定したわけです。私どもとしては、地域地域で失われつつあるというところがありますので、地域地域でどう残していくか、そのためにはどういった取り組みが必要かということ等を計画の中に盛り込んでいるところでして、この3年間はある程度機運醸成につながる動きはできたと思っていますが、向こう三、四年はやはり普及促進をしていくとい

う期間として位置づけていますので、その地域地域で伝わっていくような話者の養成であったり、話者を中心とした勉強会、そういったものを地域地域でそれぞれの工夫で展開されるような取り組みを支援していきたいと考えています。

○座喜味一幸委員 県がつくった副読本を読んで、これはちょっと使えないなとはっきり思いました。これは音にして、声にしていかないと書いていることが全く誤解を生むし、危ない使われ方をするという意味において問題だと思っています。金をかけた割には失敗作だと思っています。実は方言というものを普及する人が問題になるのですが、今、宮古島での新たな試みとして、宮古島は方言大会から始まって方言による行事がいっぱいある。方言でのラジオ体操の発想も若いお嬢さんたちがやったことです。今、宮古島の方言はある変化を遂げて一ドイツの学者が京都大学の客員でいるのですが、彼は二千数百の言葉を宮古島の方言にして、各地域の方言にして、これを彼は音声にしました。それをオープンにして、各地域でこの言い方に関して意見のある人が言う。それを音声も含めて修正しているわけ。書けないのですよ、平仮名でも片仮名でも。上げ下げでも意味が全然違ってくる。そういう意味で、副読本そのものは文字だけでは方言の本来の味がなくなりますから、今言った音声も含めて、みんなからの方言を、オジー、オバーから聞いたものに、その地域から新たな音声で整理をしていくということを、彼はそんな試みをやって、どんどん修正をかけている。本当ならば、やるのであれば、それくらい方言というものはきれいに地域に残さなければならないとっていて、これをどんなに大上段に構えて、本を書いて普及員もつくってというよりも、ある程度地域のやり方、地域の文化協会や、心あるそういう人々を中心にして支援して、地域に合った地域の方言を残すべきだということを提案します。音にならないとだめです。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 読本については、絶滅が危惧されるとユネスコから指摘された沖縄の琉球諸語というのは国頭語といわれているもの、中・南部の沖縄語、宮古、八重山、与那国と5つあるわけですが、読本の中ではそれぞれその地域地域の大きいくくりの中から、例えばある一地域、久志とかある地域の言葉として読本で紹介をしながら、それを学校現場では、それぞれの地域地域で違いますので児童・生徒に、ではここではこのように紹介しているけれども、あなたの家のおじいちゃんや近くのおじさん、おばさんは地域に伝わる言葉としてどんな言い方をしているかに関心を持って調べてみましょうと問いかけをしながら、地域地域の言葉を意識してもらおう。それからこの読本

は、そこで紹介されている文例についてはCDをつけて音声でも確認できるようにしています。今後、そういった読本とCDを活用しながら、親しみが持てる授業が展開されるように教育庁と連携していきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 最後に、大上段に方言普及ではなくて、今でも各小学校では方言を調べてきなさいとあって、ちゃんと宿題をオジー、オバーから聞いて宿題をやるというように、我々の地域ではもうやっているのです。方言発表大会などをやっている。逆に今ある地域のそういうものを支援していくということをベースにしながら、県で何ができるかのということを整理していただきたい。組織を構えてやっていくべきものではないということを提案しておきます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 生マリ島ヌ言葉ワシーネー、国ワシンということによく言われていますが、その沖縄の伝統文化、アイデンティティーの根源だと思っています。県議会でしまくとうばの日が制定されていると理解していますが、制定の目的と意義、その経緯について伺います。

○前原正人文化振興課長 しまくとうばの日に関する条例は平成18年3月に公布されていますが、その趣旨としては、県内各地域において世代を超えて受け継がれてきたしまくとうばは本県文化の基層であり、しまくとうばを次世代へ継承していくことが重要であることに鑑み、県民のしまくとうばに対する関心と理解を深め、もってしまくとうばの普及の促進を図るため、しまくとうばの日を設けるとなっています。

○瑞慶覧功委員 これは議決されたときは全会一致で原案可決されましたか。

○前原正人文化振興課長 本条例は議員提案によって提出されていますが、全会一致だったかどうか、今確認できません。

○瑞慶覧功委員 この要旨の中で、「しまくとうばを教育カリキュラムに追加することにより、さらなる学力の低下を招くことを懸念する。将来の沖縄の発展及び人材育成のためには、より外国語を自由に操れる国際人を輩出すること

のほうが急務である。」とありますが、私は5年前にカナダに行きましたが、カナダのレスブリッジの沖縄県人会長を務めて大学で空手を教えている金城先生がいらしたのですが、ホームステイで沖縄から女子高校生を受け入れたら、まるでウチナーグチは何もしゃべれない、沖縄の文化・歴史も何も知らないでとてもショックを受けたと言っていたのです。言葉というのは向こうで学べばいいと、英語はね。ただし送る人は沖縄のことをしまくとうばを初め、歴史や文化をしっかりと教育して送ってほしいということ saying。しまくとうばに関しては、5年前の世界のウチナーンチュ大会でもいろいろ世界中から来たウチナーンチュの皆さんが、ムートウヤーの沖縄が言葉をしゃべれないととても嘆いていたのです。そういったことを受けての盛り上げも大きいかと思えます。今回また世界 of ウチナーンチュ大会が開催されるわけですが、やはりそのきずな、世界のきずなをつないでいるのはしまくとうばを初めとした沖縄の文化なのです。そこをしっかりと踏まえて、しっかりと学校の中でもしまくとうばを初め、沖縄の文化に対して歴史も含めて教育は必要だと思えます。文化観光スポーツ部長の見解をお願いします。

○上江洲朝男教育庁義務教育課主任指導主事 現在学校では、文化振興課から配付されたしまくとうばの読本も活用して、学習指導要領では小学校5年生と中学校2年生で共通語と方言という単元が国語の中にありまして、その中で活用したり、総合的な学習の時間で方言に触れる、出会うということで指導をしています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情平成25年第83号国際通りかいわいにおける貸切バス送迎諸問題に関する陳情ですが、先ほどの答弁の中では、駐停車時間の短縮等で当面解決策を図っていますということでしたが、短縮等によって、従来問題になっていた駐車違反キップの問題については解決しているのですか。

○茂太強観光振興課長 そこは沖縄県警察ともいろいろ話し合いの場でされていて、今、駐車違反キップを切られているということは確認はとれていませんけれども、強く取り締まりますということは我々も聞いていまして、そのために例えば、バスからおろしたら必ずそこはどけてもらって、駐車場に駐車してもらおう。今度は迎えるときには、バスが最初に来て、集まるのではなく、集ま

ったときに呼んでくださいという形で、そういったスムーズな駐停車を行っています。そういった意味では、停車できて、違反キップを切られている状況にはないと思います。

○**崎山嗣幸委員** 今の実態、状況は先ほど文化観光スポーツ部長が答えましたように、駐停車時間の短縮と分散乗車によって、一定程度滞りなく進んでいるという見解ですか。

○**茂太強観光振興課長** 根本的なところは、ちゃんとそういった分散乗車の場所がもう少し確保できたら、もっと抜本的な解決になると思いますけれども、そこにはまだ至っていないという理解です。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても、運転手の負担とか精神的な負担とか、早くおろそう、早く行こうとか、あるいは事故も含めて予測されるので、安全のことも関係あるのでそこは当面の解決策としての駐停車時間の短縮の問題と分散乗車についてと、あとは警察の取り締まりも含めて当面对応しているので問題ないようにやっていただきたいと思います。先ほどみそら公園の話もしていましたが、根本的な解決ですがどちらにしても、他県に行っても観光地は駐車場はあるわけですよ。僕らが行って経験があるように、そこをこれから1000万人に向かっていく、クルーズ船も入ってくるという意味において、観光客がふえてくるのが予測される。だからここはずっと放置もできないだろうと思うし、駐車場を確保する、既存の駐車場を借り上げるときに予算が伴ったりする。立ち退きさせて一県有地があるかどうかはわからないが、めどがないのかあるのかも含めてどうなのか。ない状態で進んでいるのか、そうでなければ既存の駐車場を借りてというか、国際通りの観光客を大事にするのであればできるのか、あるいは県庁の地下駐車場は観光バスは入らないが、既存の駐車場とパートナーしたりすることとか、いろいろな方策についての案はないのか。要するに、駐車場を確保しようという意思はあるのかということを知りたい。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 平成25年度以来、主に国際通り周辺で貸し切りバスの駐車場の課題が出ています。観光立県という立場から、県においても積極的に陳情者の要請を受けて、バス協会、那覇市等関係者と協議する場を設けました。那覇市においても重要な観光地域であるので、主体的に取り組みをお願いしたいということも我々は申し上げながら、それぞれがどんな形で連携できるかということを知りてきています。全国的にも特にインバウ

ンド、外国人観光客の急増で同様の問題が少しずつ出てきているようです。観光庁もそういった状況を受けて、全国で貸し切りバスの駐車場等々、運用に関する部分の課題がどういったことがあるかについて、これについては関係機関がどのような形で取り組めるかについて調査事業も平成28年度中に実施するという情報もあります。我々も沖縄総合事務局などともそういった意見交換をしまして、しっかり関係機関が連携して取り組んでいく。その中から、物理的な場所の確保がどれくらいできるかということなども、ある程度見えてくるのではないかと考えています。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、待機スペースをつくらなければいけないのか、あるいはつくらなくても済むのか、あるいはお金がかかるのかどうかも含めて検討状況を長らくできないと思う。そこは早急に、協議会もできているというから方向性を早く見出していかないと、予算が伴う場合もあるかもしれないし、見通しが立たない状況では困るので、ぜひそこは先ほどから繰り返しているように、待機スペースをつくるのか、あるいはつくらなくても済む方法があるのかどうかを含めて、早急に解決を図るように努力してもらいたい。要望して終わります。

○上原章委員長 休憩いたします。

休憩 午後0時4分

再開 午後1時21分

○上原章委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 陳情平成24年第140号の2美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情、これは平成24年7月に出されているが、この処理方針で周遊型観光リゾート地の形成により、戦略的な取り組みを進めることが重要であると考えている。また、周遊観光船が就航した場合のメリットあるいは採算性等々を慎重に検討する必要があるという中で、企画部の交通政策課が調査を行った結果、採算性や費用対効果が低いという報告があり、その後平成27年度に、文化観光スポーツ部としましても、連携しながら就航の可能性について調

査していきたいと考えていますとあるが、この進捗、どういう状況にあるのか。

○茂太強観光振興課長 以前、企画部において調査事業を行いまして、いわゆる採算面で可能性が低いという調査の結果が出ています。その後、ある業者から取り組みたいという意向が示されたということで企画部から伺っています。その事業者についてはまず貨物船で試してみて、その採算性の面で黒字化が図られれば、旅客も行ってみたいという意向を聞いているところです。それも含めて我々も一緒になって、どういった方策ができるかを検討していきたいと思っています。

○儀間光秀委員 貨物でやって、それで旅客もできるかという答弁だったと認識するのですが、まだ今やっている状況という認識でよいか。

○茂太強観光振興課長 平成28年度から貨物を試してみたいということで、そこで黒字化が可能であれば旅客もやりたいということを考えています。

○儀間光秀委員 最後の5行、なお那覇港を拠点としてともろもろありますが、離島周遊のクルーズ振興のために積極的に取り組んでいるところとありますが、ここの那覇港を拠点とする部分については。

○茂太強観光振興課長 今、那覇港を拠点として日本の旅客船—クルーズ船ですが、飛鳥とかそういったものが離島を周遊しての寄港が今現実にあります。そういったものも我々として支援していこうという考え方であります。

○儀間光秀委員 その支援の方法はどういったものか。

○茂太強観光振興課長 まず、那覇港の発着の一フライ・アンド・クルーズとありますが、飛行機で一旦来て、例えばクルーズ船に乗ってまた離島を周遊するというものを促進するために、我々としては広告支援あるいは入港経費、団体バスの経費、そういったものに助成を実施するという形です。

○儀間光秀委員 実績等は怎么样了か。

○茂太強観光振興課長 2012年から実績はありますが、直近の2015年の実績でいいますと日本丸が3回、これは那覇—南大東—座間味—那覇を經由して離島

を周遊していますが、3回支援した実績があります。

○儀間光秀委員 実際支援して3回周遊しているが、お客さんの満足度についてアンケートはとっていますか。

○茂太強観光振興課長 実績というのはとっていません。

○儀間光秀委員 これはかなりいい商品だと認識するのですが、今後、今言った南大東、座間味を含めた那覇を拠点とした離島周遊は今年度とかはどのくらいの予定があるのか。申し込みというのですかね。

○茂太強観光振興課長 現在のところ、3回予定しています。

○儀間光秀委員 これは県としてふやす方向の施策というのは持っていますか。

○茂太強観光振興課長 これからですが、旅客船の船社に対するプロモーション活動をしていきますので、その中でふやしていけるかどうかです。

○儀間光秀委員 そうですね。海外から入ってくる那覇を拠点として周遊するクルーズ船、接岸するバースの問題等もありますが、このほうも積極的に推進して取り組んでいただきたいという要望をして終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情平成24年第81号カジノ導入に反対する陳情の処理方針のエコツーリズムに関連して伺いたいのですが、この間のダイビングの予算議案調査でやった件、陳情がここに来るかと思っていたら県警察のほうということで、そういう認識もどうかと思いますが、もちろん代表質問以来3部署にまたがって、もちろん届け出云々となると県警察かもしれませんが、問題の第一の所管というのがエコツーリズムという視点の中で、持続可能な環境を生かした観光をどうしていくかという視点の中では、やっぱり分割なり、あれほど予算議案調査の中でも陳情審査で行いますということで申し上げていた点もあり、議会事務局と皆さんの調整でそうなったとは思いますが、ここの一義的な所管

としてエコツーリズムの視点から問題を取り上げることについて、そのように私は認識していますが、そのことについてまず一義的な所管という認識はないのか、そこから伺いたいと思います。予算議案調査のときにも崎山委員は事業名で聞いて、私はエコツーリズムという視点から聞いたつもりです。代表質問の際にもこれは農林水産部のブルーツーリズムの答弁もありました。そして皆さんからの課題の答弁もありました。そういうことを踏まえれば、当然にこれは一議会事務局の整理がそうだったかもしれないけれども、陳情の受け方として皆さんが基本的に受けるという認識はないのか。そこはどうでしょうか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 陳情の執行部サイドでの振り分けについては、議会事務局においても検討してもらい、その上で関係部局と調整しながら振り分けをしていますが、リゾートダイビング事業に関しての質的な向上、安全の確保、中小零細が多い状況もありますので、そういった事業者の経営力の向上等々を含めて、当部としましてもリゾートダイビングの振興を図るという観点から、この間しっかりと取り組んでいこうということで、平成21年度ぐらいいから具体的な取り組みとしては継続的に行っています。陳情の対応という観点からのお話ですが、当部としてはしっかりこういった部分についてこれまでも取り組んでいますし、これからしっかりまたやっていきたいと思っています。

○仲村未央委員 エコツーリズムという点から、きのうたまたま皆さんに情報照会をしたらこちらに陳情が来ないということがわかって、それ以前にぜひこれは陳情審査で行いたいということを何度か私も質問の中で表明していた部分があり、非常にながかりしたというか、私の問題というよりは、こういうエコツーリズムにかかわっている当該事業者の皆さんが、観光振興の視点から積極的によくしていこうという提案がなされるときに、やはりこれが観光本体の委員会で話し合われないうことについて、当事者の皆さんの貢献したいという意欲がそがれないだろうかということに対して、私は今回の対応は非常に残念です。もちろん届け出制を許可制にすればいいという問題だけではないだけに、それはそれでもちろんあるでしょう。でも結果としてそれは起こる話であって、本来沖縄の観光が、特にサイパンとかオーストラリアとか、そういう海を生かした観光の先進地に学んだり、そういう部分からどうしていこうか、あのようにな許可制で厳格にやろうかというところに行き着く先が県警察の対応になるはずなので、やはり一義的な、ここで十分に今の課題を共有したり、議論したりする場が前提としてこの陳情の趣旨にあったのかという思いがあって、特に議会事務局から何も聞いてはいませんが、そういう意味で今回、このエコツーリズム

ムに照らして聞きたいと思います。エコツーリズムの推進協議会というのはどこが担当していますか。

○茂太強観光振興課長 エコツーリズムの所管については当部のほうで行っています。エコツーリズムを推進する団体等に対しては、我々のほうから補助金等も支援しています。

○仲村未央委員 ここでは持続可能なという視点の中で、海の自然を活用した、特にダイビング関係の海を活用した課題について、陳情の趣旨からしても全てうまくいっているということではないのだろうということが読み取れますが、そのあたりは具体的な課題として、推進協議会あたりでは協議されているのでしょうか。

○茂太強観光振興課長 現在、我々のダイビング事業の中で、今年度から始めた試みですが、県警察、環境団体、ダイビング業界、海上保安庁、そういったところを一堂に集めて、そこでいろいろ議論しています。その中で届け出制の話であるとか、今後環境面も含めて、かなり零細な企業—個人企業が8割方を占めているダイビング事業なので、そこも含めて乱開発しないようにということで、我々のほうで音頭をとって各団体を集めながら、まさしく協議しているところです。

○仲村未央委員 今、過当競争状態にあって、おっしゃるようになりかなり過密な、夏場だけ海外から来てでも届け出は通ると。事業所の住所さえあれば登録が通るということが招いている部分が非常に大きいようで、ダンピングの中でどんどん質が課題になったり、環境を生かすどころかその場所を傷つけたり、どこかしこにアンカーを落としたりといったことまで散見されるようになってきているという危機感が業界の皆さんには非常に強くて、その中でぜひともルールづくりという意味では沖縄の環境と観光、それから特に島々の魅力を生かすという意味ではもう一足宿泊を延ばす、質を上げていくという観光の中では、こういった体験型の観光、エコツーリズムというものは非常に目指す方向としては、付加価値の意味では高いところにあるのかと。施策上ですよ。だから、そこはただ課題ですねという形式的な問題ではなくて、具体的に一步踏み込んである程度のめどを持って、ルールづくりというものを具体的に進めないといけない時期、むしろ遅いというぐらいだと思います。そこら辺はどのようなスケジュール感というか、見通しを持ってルールづくりに取り組まれているのか。

その辺の認識はいかがでしょう。

○茂太強観光振興課長 実は、環境部のほうで保全利用協定というものをつくっています。これは地域の自主的な環境ルールの取り組みをしている団体に向けて、自主ルールをつくって県へ申請してもらい、知事が認定するという制度があります。それに関して我々も積極的にそれを進めるために、例えば協定を認められたところに補助事業として一ハード面とソフト面がありますが、ハード面ではあずまやをつくったり、エコトイレをつくるのに経費を補助する、あるいはソフト面では人材づくりや広報活動などにも支援しています。

○仲村未央委員 ぜひここはブルーツーリズム担当といっている農林水産部もありますし、エコ全般でいえば自然保護課あたりも恐らくかかわってくるのかなとか、つまり立ち入り制限区域というものを、ある意味では両面を持ってやらなければいけない部分の整理も出てくると思います。どこもかしこも入っていけばいいということではないし、制限の数も出てくるでしょう。そういう意味では、庁内も含めて横断的な取り組みになっているかどうか。そこはいかがですか。

○茂太強観光振興課長 我々は今、ダイビング業者等を含めて県警察あるいは海上保安庁一海に関してですが、今のところ、保全利用協定については県の環境部とも含めて話し合っていて、そういった制度を普及していこうということで連携はとれていると考えています。

○仲村未央委員 取り締まりの視点も大事、それから命の安全という保障も大事。これはもちろん県警察に協力をいただくところが大きいですが、例えばコスタリカなども非常にエコツーリズムが盛んですよね。ああいった形で国家戦略上も沖縄の自然環境のポテンシャルや資源の高さというものは、それ自体が観光資源で、これだけのサンゴ礁、ほかにはない希少性とか、沖縄自体が持っている魅力というものをどう観光政策に結びつけていくかという意味ではもっと踏み込んで、私は環境部、体験型といえば農林水産部の島おこし、村おこしと滞在民泊などとの連携も必要でしょうし、具体的にもう少し踏み込んだ庁内の連携も必要だと思います。もちろん業界との連携も必要だと思います。そういう意味では、どこか先進地域のようなものを皆さん知っているのか、調査しているのか、どうでしょうか。資料をいただいたものは北海道のニセコのものを持ってきていただいて、まだ話を聞いていないのでどういうものかわかりま

せんが、そういった国内でもいいし、先ほど紹介したサイパンとか。あちらが規制が厳しくなったから沖縄に流れているというぐらいここは後進なのですよ、今の状況が。そういう意味では、先進地の例を学んだり、何か参考にしていて例があるのでしょうか。

○茂太強観光振興課長 今年度の事業としてニュージーランドの調査を行っていて、今報告書を取りまとめているところです。

○仲村未央委員 報告書はいつまでにできますか。

○茂太強観光振興課長 3月末です。

○仲村未央委員 それはまたぜひ継続的にスケジュールをもう少し明確にして、現場の皆さんとの意見交換も熱があるときに、こういう形で陳情が上がるということは向こうももっと貢献したい、促したいという立場で頑張っていると思うので、そういった方々の意欲をみすみす逃すことがないように、ぜひそこは沖縄観光の高い資源性を大事にする施策として取り組んでいただければと思います。ルールづくりに向けてのスケジュールは、ぜひめどくらいは示していただければ。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 ダイビングの安全・安心、質の確保、経営力の向上、こういったことに関して一定の取り組みをしてきたところですが、陳情者の思いのような部分というのはやはり重要ではないかと思います。ルールという形で規制的な形でやるのか、あるいは一定の基準—安全・安心や質に関しては基準のようなものを満たしていれば、それを褒めるような制度にしたほうがいいのか、いろいろあると思います。その辺は今既に継続している意見交換会であったり、ニュージーランドあるいは必要に応じてその他のダイビング先進地と言われているところの調査なども検討して、スケジュール的なところははっきり言いにくいのですが、次年度そういったところを、要請の趣旨などもしんしゃくしまして対応していきたいと思います。

○仲村未央委員 それではお願いします。

陳情平成25年第83号の国際通りかいわいにおける貸切バス送迎問題の解決に関する陳情ですが、これは非常にバス協会からも大変な課題として要求があります。厳しいというような認識でしょうが、国際通りのどこかでとめて迎えに

来るといふやり方はある程度機能し始めているといふか、仕組みも走り始めているといふことは先ほど来のやりとりでわかりましたが、問題は、この場所が県議会前であるといふ一県議会の前が問題であるといふよりは、交通量が多く危険なこのかいわいでとめているといふことが問題。路線バスの並びであるとか、非常に歩行者も多い。これはこのまま放置してはおけないわけです。国際通りに歩いていける場所で確保できる土地を、どこを探してどこがどうだったかといふことはどうだったのですか。

○茂太強観光振興課長 乗降場としては今、ここの国際通りだけではなく那覇市てんぷす館の横も乗降場として活用されています。我々が今促進協議会の中で議論しているのは、久茂地川の上にふたをして、そこにできないかといった議論もしましたが、土木建築部によると、そこを押さえてしまうとしゅんせつやら何やらでごみがたまるといふことでできない。さいおんスクエアの土地も議論の中で出てきていて、そこは私有地ですが、その私有地自体も持ち主がなかなか売らないといふことで断念せざるを得ないといふ状況です。旧久茂地小学校も話が出ていました。そこは市民会館の建設予定地になっていて、一時的な期間があるにせよ住民の理解を得なければならないことがあって、そのために道路の舗装をしたりする経費、ある期間だけの経費がかかること自体が住民の理解を得られないだろうといふことで、那覇市自体が断念している状況です。うみそらトンネルの駐車場は21台分の確保ができるという状況を聞いていますので、そこは前向きに検討している状況です。

○仲村未央委員 結局、観光客がうみそらトンネルから歩いてこられるわけではないので、要は、旧久茂地小学校などそこで乗りおりして歩いてこられる距離で探さないと、一時乗降を同じようにここでやることに変わりはないと思います。例えば、その間うみそらトンネルでとめていてもですよ。ですので旧久茂地小学校をどうするか、これは本当に検討できないのか。そこはいかがでしょう。それからこの間、聞いたところでは開南の農連市場が見込みがあるのかなといふ印象を持ちましたが、そのあたりは具体的にいかがでしょう。

○茂太強観光振興課長 農連市場もそうですが、旭橋に那覇市の交通広場がありまして、そちらにも二、三台くらいのスペースが平成30年くらいに供用開始といふことで、そのところも那覇市と詰めているところもあります。農連市場についてはもうちょっと先の話になるので、そのところも協議中ではありますが、まだ具体的には詰めていません。

○仲村未央委員 先ほどの久茂地川のふたの話も、どれくらいの場所も一つもふたをしてはいけないのか。結局ふたをするか、旧久茂地小学校か、お金をかけてもですよ。それか農連市場ぐらいしか当てがないのかなという感じがしています。いつまでもこういう形で同じ陳情処理方針も変わらず、ただ置けばいいという問題ではないので、めどを持って結論をいつ出すというところで示せませんか。土木建築部と直談判ではないけれどもクリアできることならクリアする。あるいは旧久茂地小学校も地域住民含めて、ここを観光地として生かしていくまちづくりに沿うのか沿わないのかというところで、那覇市全体を上げて一このかいわいですが、行政を通じて地域住民を含めて議論をするとか。進めないとこのままずるずると、まだです、できないですではこの問題は待ち切れないので、めどを示して、勝手に私が選択肢を今の3つに絞りましたが、それ以外の当てがないならば、いよいよ決断というところで、どこかで踏み込んで私は答えを出していただきたい。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 平成25年度に貸し切りバスの駐車場や乗降場の課題が出て以来、陳情者の要請に基づいて県として主体的に協議する場というものをつくってはきましたが、陳情の内容は、国際通り周辺という観光地の振興においてこの課題をどうするかということですので、国際通りの商店街振興組合であったり、観光客に直接対応する旅行社、バス会社、那覇市観光協会、行政の立場では県、那覇市、警察がそれぞれで主体的にかかわるテーマですよということでも我々のほうで呼びかけをしています。ハード的な駐車場整備ということになると、県で一地域の部分に、公共の施設として観光客用にやるかという議論はこれまで余りやっていません。一方、那覇市では当然那覇市の問題でもあるということで、さいおんスクエアなどいろいろなところで検討してもらっていますが、技術的な問題等々も含めて難しいと。委員のおっしゃるようにこれからますます貸し切りバスの運用がふえて、この問題がさらに深刻さを増していくと、国際通り自体の魅力の低下につながります。私たちはそういったところも関係者にも話をしながら、県としてできること、地元でもやってもらえること、この辺は少し踏み込んで協議をしていきたいと思っています。

○仲村未央委員 ぜひ協議の熟度というか、レベルを上げてもらって、県知事と那覇市長とまさにトップ会談で決めるぐらいの那覇の観光の魅力発信、那覇のまちづくりの本来の話だと思っています。国際通りを生かすも殺すも那覇市

のまちづくりの問題であるし、ただ、もちろん国際通りが持っている魅力というものは全県的な観光の魅力の一つとして認知されているから、沖縄観光にも影響があるという意味では那覇市だけの問題でない部分もある。バスの問題はずっと課題がどうしても沖縄の場合、まちづくり、都市計画が全部全部線を引いて始めたわけではなく、戦後の復興の中から出てきた街だから、どこもかしこも狭い。沖縄県が怠慢でそうしてきたわけでもないが、国際観光地としてこれだけ海外からのお客さんも来ると、どうしても交通事情という課題は県の施策上も非常に大きな課題だと思う。ここはもうちょっと政策的な判断を求めて、住民に周知し一緒に議論をする中でやるという意味では、私はトップ会談のレベルに来ているのではないかと思うので、その辺は文化観光スポーツ部長もぜひ協議を深めて、レベルを上げてめどを持って取り組んでいただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 陳情第21号「琉球料理」及び黒こうじ菌による「琉球泡盛」文化圏の世界無形文化遺産登録に関する陳情ですが、具体的に世界無形文化遺産登録を目指すということで、現在県はどのように取り組んでいますか。

○前原正人文化振興課長 県では、沖縄の伝統的な食文化がどんどん失われているという指摘を受けて—これは沖縄県文化芸術振興審議会が出てきた提言ですが、その指摘を受けまして、今年度伝統的な食文化をどのように保存・継承・普及していくのかの検討を始めています。その中でいろいろな意見が出て、例えば琉球料理といった場合でもどこからどこまでが琉球料理なのか。食文化といった場合には琉球料理そのものだけではなくて、それを盛る器、食材、それにまつわる行事、生活習慣、こういったものも含めて守っていかなければいけないのではないかという議論が出て、陳情処理方針にあるような形の琉球料理を中心に置きながらも、それを取り巻くいろいろな要素を含めて、沖縄の伝統的な食文化という位置づけをしています。来年度以降、これを具体的に保存・継承・普及させるための取り組みについて検討していきたいと。最終的にユネスコの無形文化遺産登録にしても、共通認識—県民あるいは国民の共通認識が必要ということですので、その前にまずは喫緊の課題として、失われつつある食文化をどう守っていくかと今その議論を始めたところです。

○玉城ノブ子委員 世界無形文化遺産登録を目指す上で、いろいろな課題があると思います。解決していかなければならない課題があるのではないかと思います。具体的にどのようにそれを進めていくかということになると、本当にそれに必要な体制をとって、具体的に取り組んでいくことが必要だろうと思いますが、今、検討委員会の中で、具体的にこういうことを課題として解決していけないとならないということが出ていますか。

○前原正人文化振興課長 今回の検討委員会の中では、現状の認識として若い世代を中心に伝統料理離れが進んでいるということ、伝統的な料理の作り手が高齢化しているということ、伝統行事の簡略化等で行事食が衰退している—例えば、お盆のときの料理でも仕出しで済ませたりすることもふえてきている。そういったことが指摘されています。

○玉城ノブ子委員 ぜひこれは、話が出ているように地域の中でも伝統的な料理が衰退していくという状況もあるので、私もそういうものにとっても危機感を感じているが、そういう意味で具体的に保存・継承・普及を図っていくという今後の取り組みが大変重要になってくると思うので、そういう意味では私たちの沖縄の伝統的な食文化を保存・継承・普及していくという取り組み、ぜひ積極的な取り組みをやっていただきたい。無形文化遺産登録を目指す取り組みを具体的に進めていただきたいと思っています。そういう意味で、今後の積極的な取り組みの決意を。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 沖縄の食文化というものをいかに保存・普及・継承するかということで、事業としては着手したということですが、ある意味ユネスコへの登録をゴールというように考えることもあるとは思いますが、実際に無形文化遺産登録の事例を幾つか勉強してみますと登録基準がありまして、しっかりとした保存の取り組みがされているか、それを担う人材がいるか、社会的な価値として共有されているか、いろいろなことが基準にあります。今、我々の食文化が置かれている状況からすると、まさにそういったことをやらなければいけない時期であるということ、今年度1年間で—沖縄の伝統的な食文化というのは、琉球料理を中心に食材や食器や風俗・習慣等々で構成される文化だという一定の有識者の取りまとめが行われていますので、まずそれをベースに置きながら、次年度以降どういう形で普及・継承に向けた取り組みが有効か、これを次年度検討します。そしてそういった取り組みと並行しながら、遺産登録に向けた手続としてはどういったことが進められるか、こう

いったこともまた検討していきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成26年第1号及び陳情平成24年第123号外27件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島田勉農林水産部長。

○島田勉農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、継続陳情28件でございます。

それでは、以上の請願・陳情29件について、御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続の請願平成26年第1号の1件につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続の陳情平成24年第123号から21ページの陳情平成25年第50号の2の10件につきましては、修正はありません。

27ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第51号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

32ページをお開きください。

11行目に「平成28年3月2日から3月4日にかけて、第5回日台漁業委員会会合が開催され、平成27年3月に策定された操業ルールを引き続き運用していくこと等で一致するとともに、八重山北方三角水域の操業ルールを平成29年漁期に間に合うように検討するため、双方は次回の日台漁業委員会までに、関係当局・漁業団体を含めた専門会議をできる限り早期に開催することとなりました。」を加え、時点修正しております。

34ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第104号の2から49ページの陳情平成25年第136号の5件につきましては、修正はありません。

52ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第42号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

53ページをお開きください。

25行目に、陳情平成25年第51号で追加した内容を加え、時点修正しております。

56ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第43号につきましては、修正はありません。

58ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第66号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

60ページをお開きください。

23行目に、陳情平成25年第51号で追加した内容を加え、時点修正しております。

62ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第81号から81ページの陳情平成27年第107号の9件につきましては、修正はありません。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 23ページの陳情平成25年第50の2平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の宮古の地下ダムの話があるのですが、これについてはどうですか。

○仲村剛村づくり計画課長 宮古、伊良部の土地改良事業関係の進捗について説明します。宮古伊良部架橋の開通に伴いまして、現在伊良部島への送水管路の工事を国営事業で行っています。この送水路につきましては、供用が当初の計画より少しおくれまして、平成29年度から平成30年度に少しおくれるかというように国から状況を聞いています。一方、県営かんがいの事業につきましては、今のところ大きなおくれというようには我々捉えていませんけれども、仲原地下ダムの完成がおくれる可能性があるということは国から情報を聞いているところです。その理由として、地下ダムの附帯工事として実施される予定だった排水路計画の見直しによるものとなっています。その見直しに伴って、排水路の流域内で平成26年度から実施する予定だった県営かんがい排水事業西中底原地区の着工を見送っているところです。県では、国による排水路計画の見直しの結果を踏まえて、関係機関と連携して西中底原地区の事業内容を精査し、平成27年度に事業計画を確定し、事業の着手を一応しているところです。

○座喜味一幸委員 今の答弁でいいのですが、国営の地下ダムの伊良部島への送水管路の整備は平成29年度で順調に完成する。おくれればせながら、平成29年度から待ちに待った水が行くという日程になっています。そのときに、地下ダムの水が待ちに待った伊良部島に渡る。平成30年からかんがいできる可能面積というものは平成30年で幾ら、それからもう間もなくの間にどういう伸びをしようとしているのか。水が使える面積がどのように広がろうとしているのかという夢を教えてください。

○仲村剛村づくり計画課長 ただいまの質疑ですが、正直申し上げまして伊良部島内の国営関連事業の面積につきましては、当初の計画の数値を今精査といえますか、最終的に施工を同意していただける農家の取りまとめとか、地区除外、地区の編入の可能性について精査をしています。あわせて国において新たな水源の可能性として、伊良部島にある地下水の用水井戸があります。これに

ついて飲料水が不足する場合は別ですが、平時のかんがい用水としての利用が可能ではないかということ宮古島市と調整していると伺っています。

○座喜味一幸委員 平成30年に水が行くけれども、多分ファームポンドまで水がたまると思います。せっかく水が来るのに、このタンクの水はどういう畑に何ヘクタール配られて、どのような伸びをしようとしているかという計画をぜひ島の人々に教えてくださいよ。待ちに待っていますよ。

○仲村剛村づくり計画課長 今、手持ちの資料で委員に説明できる資料がありませんので、これは持ち帰って資料を精査した上で、後ほど委員に説明したいと思います。

○座喜味一幸委員 もう少し明確に、せっかく水が来るから、多分水の使い方もモデル圃場、実証圃場をやっているはずなので、平成30年には水が何ヘクタールかかるぞと、頑張れよというメッセージを送るのも仕事だから、しっかりとメッセージを送っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

43ページの陳情平成25年第107号砂糖制度の堅持、経営安定対策及びサトウキビ生産振興等に関する陳情の機械化一貫体系への国庫支援事業についてという件が出ていますが、若い人が新たに農業をしていくとか規模拡大をしていく場合に、農業機械というのは生産費に相当なウエートがかかります。そういう意味において、農畜産業機械等のリース、その他サトウキビ増産等にかかるリース事業あるいはその補助事業等、これについて簡単に教えてください。ここに書いてある支援事業とはどういう仕組みになっていますか。

○西村真糖業農産課長 サトウキビに関しては国のリース事業の支援がありまして、国からが60%の支援、それにあわせて県として20%以内の支援を行っています。平成27年度の実績としては25地区で行っており、そのうちハーベスターについては21地区となっています。

○座喜味一幸委員 簡単に言うと国が60%、県が10%程度その補助をします。それで何年償還のどういう事業になるのか。

○西村真糖業農産課長 国が60%、県が20%以内ですね。7年間のリースという形ですので、補助金を除いた部分を7年で年払いしていく形になります。

○座喜味一幸委員 これは個別の農家もいいのか、法人等もいいのか。予算的には今後どんどんふやせる可能性はありますか。

○西村真糖業農産課長 事業主体としては農業生産法人とか農業者の集団、JA等々となっています。予算の確保につきましては、県としても国に毎年要請をして、必要額について要望しているところです。

○座喜味一幸委員 もう一点、55ページですが、陳情平成26年第42号の2平成26年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の中間浮魚礁を多良間島近海に設置することですが、私も要請を受けて、多良間島には本来漁民がいましたが、合併等の問題で今は漁民がいません。自分たちの任意組合をつくってやっているのだが、パヤオがあれば極めて収穫量があるのに、1回簡易なものをつくったが流亡した。もう一度魚がとれるような状況をつくってほしいということで要請が熱烈にあるのですが、この実施までの計画について教えてください。

○島袋均漁港漁場課長 多良間村の魚礁の整備についてですが、これについては去年の7月に、多良間村に漁港漁場課のセンターがあって、漁業者を集めて説明会を行っています。その中で、漁業者が少ないということで漁業者の実態、今後の操業状況、どのような魚種、魚礁の種類を確認したところです。現在のところ、多良間村の要望としては地域で一多良間村のみで利用する魚礁を整備してもらいたいということで、県が整備する魚礁については全域で利用する魚礁となっていますので、地域で活用する魚礁については規模がちょっと違っていて、どういった事業を導入するか、交付金等を利用するかということで、その辺の事業の細かい導入方法について現在、村等と調整しているところです。

○座喜味一幸委員 回答の仕方が非常に難しい。僕でもよくわからない。向こうはとにかく本格的な広域的なパヤオではなくて、まず漁民がなりわいとして成り立っていくために、魚群のあるパヤオにいい場所を自分たちでわかるので、暫定的でもいいから官でパヤオをつくっていただいて、実績を上げながら、また本格的な広域的なパヤオの必要性までは頑張っていくからということ聞いて僕は熱意を感じているけれども、ステップを踏んで仕事の話をしないと、多良間の漁業を育てていく、そういう面では非常に丁寧にやらないといけないと思う。暫定というのか小規模パヤオというのか、数百万円でできるようなパヤオの仕組みもあるわけだから、緊急的にどういった整備をすればどういう形で

漁獲量が上がってなりわいとして成り立つ、みんなが集まってくるようなステップを踏んであげないと、私は漁業家というのは育たないと思っていて、こういう大きなものを言っていないから、彼らもそういう思いで言っていると思いますので、本格的なものに至る前の、今生活としてなりわいを立てるためにどういう魚礁があるかということを緊急的に提示してあげないと一四、五百万円でできるのでしょうか。その辺の技術はありますか。

○新里勝也水産課長 比較的金額の安い、耐用年数もそんなに長くない小規模のパヤオは、各漁協等あるいは市町村の支援を受けて設置している事例があります。もう一つ、県の事業として離島漁業再生支援事業というものがありますが、その事業を活用して設置している市町村もあります。多良間村もそういう制度を活用できるかどうかについては、地元の宮古農林水産振興センターと話しているところと聞いています。具体的にどの規模、あるいは受益戸数などを相談しながら検討しているところです。

○座喜味一幸委員 この離島漁業再生支援事業でもいいのです。こういうものでとりあえずできることからやらないと、ウミンチュも高齢化して大変ですよ。今、彼らがいる間にしっかりとした海のありようというものを継続していかないといけないので、私は非常に危機感を持って言っているのでぜひ、水産課長、これは小さな事業でもいいのですよ。めどづけをして早急な対応をお願いしたい。この事業だけではなくて、こういう支援事業はお金はあると思うのですよ。ぜひとも来年度、平成28年度で一つの方向性を示していただけませんか。金はあるのです。支援事業は適用しますよ、私も調べましたから。ぜひ決意と実施の計画を。こんな小さな仕事ができなかったら話にならない。場所も大体決めてありますから。

○新里勝也水産課長 今申し上げました離島漁業再生支援事業について、平成28年度は予算、あと市町村も固まっていますので、これから地元と相談しまして、平成29年度以降の対応になろうかと考えています。

○座喜味一幸委員 とにかく補正予算等々を含めて、ほかのいろいろな事業を含めて、ああいう小さなところから育てていかないとウミンチュは育ちませんよ。ぜひ取り組んでいただきますよう希望します。

○島田勉農林水産部長 座喜味委員から今御指摘がありました。確かに小さな

ことから、ステップを踏みながらという意見もありました。その辺は大事に説明していかないといけないだろうと思います。今の支援事業については予算との絡みがあるので、いきなり平成28年度は無理ではありますが、その辺は多良間村にも説明をしていきながら進めていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 75ページ、陳情平成27年第46号の2平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、伊是名村のライスセンターの建物及び機械を新しく設置する件ですが、昭和50年に設置されて、築約40年になるのですかね。それで建物及び機械を新しく設置していただきたいという陳情ですが、この件についての今の進捗状況を教えてください。

○西村真糖業農産課長 この件もありまして、9月に県が呼びかけをして村の担当者と打ち合わせをしています。その後、2月にも打ち合わせをしていますが、今のところまだ地元のほうで事業主体をどうするか、規模的などころをどうするかがまだ固まっていないものですから、今後とも引き続き調整、指導していきたいと考えています。

○儀間光秀委員 見通しとしてはどうですか。

○西村真糖業農産課長 まず地元で事業主体をどうするかを決めてもらわないとなかなか話が進まないものですから、この辺は随時指導していきたいと考えています。

○儀間光秀委員 ちょっとわからないので教えていただきたい。築40年というところ、このライスセンター的なものは新しく改築、機械等も含めて、耐用年数はもうそれくらいになっているのか。

○西村真糖業農産課長 一般的な耐用年数としては過ぎているのかと思いますが、随時、毎年毎年整備をしていますので、しばらくは使用できると思います。ただし、大分古い機械になってきていますので、修理する金額もかかるようになってきているとは聞いています。

○儀間光秀委員 農家の生産向上の観点からも、しっかり村と協議をして、早目にできる方向で取り組んでいただきたいと思います。

次に陳情平成27年第104号補完バースの整備に関する陳情、これも伊是名村ですが、この状況を聞かせてください。

○島袋均漁港漁場課長 伊是名漁港勢理客地区の補完バースの整備です。それにつきましては、現在、ことしの3月1日付で、これは村管理の漁港ですが、県が、代行で事業を実施するというので、代行事業の実施に係る事務取扱要領を定めたところです。今後のスケジュールとしては、今月中ごろ、村から県へ整備の要望書が提出される予定です。それ以降代行事業の決定通知をして、県と村で協定書を締結しまして、3月末に事業計画書を水産庁へ提出し、4月事業着手の予定です。

○儀間光秀委員 ぜひ村唯一の公共交通、沖縄本島とつなぐ足ですので、欠航率が高いと生活に支障を来すと私も聞いていますので、ぜひしっかり一今の話でいくと、事業採択されて順調に進むような認識をしています。村民の期待にも応えるように、村と一体となって頑張りたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第25号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例、乙第26号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、乙第27号議案沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例及び乙第28号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案から乙第28号議案までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を、閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章